

2026 年 9 月 18 日

報道関係各位

大和物流株式会社
代表取締役社長 杉山克博
大阪市西区阿波座一丁目 5 番 16 号

当社運営の物流センターにおける倉庫業法違反等について

大和物流株式会社（本社：大阪市西区、代表取締役社長：杉山克博）は、今般、自社で運営する複数の物流センターにおいて、倉庫業法により営業倉庫を増設する場合等に義務付けられている変更登録の手続きを行うことなく、お客様から寄託を受けた物品を保管している事案及び保管していた事案があったことを確認しました。また、これに関する社内調査において、変更登録手続の担当者より、自らの申請業務の不備によって未登録となっていることを報告せずに、社内に虚偽の報告をするために変更登録通知書を偽造又は変造していたとの説明がありました。

当社といたしまして、このような事態に至ったことを重く受け止めており、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

当社では、一連の事案について速やかに国土交通省に報告するとともに、そのご指導の下で倉庫業法違反の早急な是正のために必要な各種の措置に取り組んで参りました。

一昨日には、同省から一連の事案に対する嚴重注意のご指導を頂きました。あわせて、未登録であった施設について当社が行っていた登録の申請に対して 9 月 17 日付で登録が行われたため、これにより倉庫業違反の是正が完了することとなりました。

当社といたしまして、国土交通省から嚴重注意を頂いたことを厳しく受け止め、その上で再発防止策の速やかな策定・実施に全社を挙げて取り組んで参ります。

1. 倉庫業法違反事案の概要

(1) 事案把握の経緯と社内調査の実施

本年 7 月 15 日、当社が国土交通省に対し、「三郷物流センターⅡ」に係る営業倉庫の四半期実績報告（倉庫業法施行規則第 24 条第 5 項）の提出手続きの準備のために関東運輸局で登録されている当社運営の物流センターの一覧の開示を請求したものの、開示された一覧の中に「三郷物流センターⅡ」が記載されていなかったため、当社が同センターに係る変更登録通知書として社内で保管していた文書の写しを送付して再確認をお願いしたところ、同センターは登録されておらず、当該文書の写しに記載されている登録番号は登録を受けている当社の「所沢物流センター」の登録番号である、との指摘を受けました。この指摘を受けて、当社では、同センターに係る変更登録手続きの事実関係について緊急調査を開始しました。

緊急調査の一環として 7 月 16 日に、倉庫業法に基づく登録業務を一元的に担っていた担当者に対し詳細な事実関係を確認したところ、「三郷物流センターⅡ」について変更登録の手続を行っていなかったこと、また、変更登録通知書を当該担当者自ら偽造又は変造し、社内関係者に対して「変更登録を受けている」との虚偽の業務報告を行っていたことの説明がありました。

その結果、「三郷物流センターⅡ」が、２０２３年の開所時から現在に至るまで、倉庫業法第７条第１項に規定する変更登録を受けずにお客様から寄託を受けた物品（以下「受託物品」といいます）の保管を行っていたことを確認しました。

当社はこのことを直ちに国土交通省へ報告するとともに、当局のご指導の下、当社が運営する全ての物流センターを対象に変更登録状況の実態について包括的な社内調査を行うこととしました。

（２） 社内調査の結果

かかる社内調査の結果、以下のとおり、計１１施設で計１７事案の倉庫業違反があったことを確認いたしました。また、当該担当者が１１施設のうち８施設を対象に９件の変更登録通知書を偽造又は変造したと説明し、社内関係者に対して虚偽の業務報告を行っていたことも確認いたしました。当社は、社内調査による確認結果の全てを国土交通省へ報告しました。

① 変更登録を受けることなく倉庫業を開始し、変更登録未了のまま営業を継続していた事案（３件）

「三郷物流センターⅡ」（埼玉県三郷市）

「大阪北物流センター」（大阪府門真市）

「岡山物流センター」（岡山県岡山市）

② 変更登録を受けることなく倉庫業を開始し、変更登録未了のまま倉庫業を終了した事案（１件）

「旧鹿児島営業所」（鹿児島県霧島市）※２０２４年１０月開始、２０２５年６月終了

③ 変更登録を受けることなく倉庫業を開始し、その後変更登録を受けた事案（２件）

「鳥栖物流センター危険物倉庫」（佐賀県鳥栖市）

「鹿児島物流センター」（鹿児島県霧島市）

④ 変更登録を受けて倉庫業を開始し、その後倉庫の面積変更に関する変更登録を受けずに営業を継続していた事案（１件）

「鳥栖物流センター」（佐賀県鳥栖市）

⑤ 変更登録を受けて倉庫業を開始し、その後倉庫の面積変更に関する変更登録を遅れて受けた事案（１０件）

「浦安物流センターⅡ」（千葉県浦安市）にて２事案

「浦安物流センターⅢ」（千葉県浦安市）

「丸亀物流センター」（香川県丸亀市）

「福岡物流センター」（福岡県新宮町）にて３事案

「鳥栖物流センター」（佐賀県鳥栖市）にて３事案

２． 是正措置の実施状況

「三郷物流センターⅡ」、「大阪北物流センター」及び「岡山物流センター」の計３施設は、変更登録を受けることなく受託物品の保管を行っている状況にあったため、当該状況を速やかに是正するべく、お客様のご協力・ご了承をいただきながら、当社の他の倉庫への受託物品の移動などの是正措置を実施し、これらを完了しました。また、当該３施設の変更登録申請については、国土交通省のご指導の下、発覚後から直ちに手続を進めてきた結果、９月１７日付で登録が行わ

れました。

「鳥栖物流センター」は、倉庫の面積変更に関する変更登録を受けていなかったため、未登録区画で保管中であった受託物品を当該施設内の登録区画へ移動する是正措置を直ちに実施しました。倉庫の面積変更に関する変更登録についても、国土交通省のご指導の下、発覚後から直ちに手続を進めてきた結果、9月17日付で登録が行われました。

3. 再発防止策の速やかな策定と実施

当社は、今般の事態を厳粛に受け止め、二度と同様の問題を引き起こすことのないよう、外部有識者の助言もふまえ、倉庫業法や各種法令に定める手続きを確実に実行するための業務執行体制及び社内チェック体制を速やかに構築し、再発防止に全力で取り組んで参ります。

4. 当該担当者の処分

当社は、変更登録通知書を偽造又は変造し、社内関係者に対して虚偽の業務報告を行っていた当該担当者を、当社就業規則に基づき、本年9月1日をもって懲戒解雇いたしました。

また、多くの変更登録通知書を偽造又は変造し社内関係者へ虚偽の報告をしていたと説明したことを重く受け止め、現在、当該担当者に対する告訴状の提出に向けた準備を進めております。

以 上

報道関係者のお問い合わせ先	
経営企画部	06-4968-6372